

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.12 (2021.12.4)

編集・発行:「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「明日への神話」 P1・2
- ② 講演と対話「復員日本兵の PTSD」 P2~4
- ③ 東大和市議会 陳情不上程告発裁判 (第7回口頭弁論を迎えて) P5~8
- ④ 本の紹介 P8
- ⑤ いーたい ほーだい P8



岡本太郎「明日の神話」



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由にお持ちください

岡本太郎という画家、美術界ではシュールリアリズムという分類に入るのだろうか。大阪万博で「太陽の塔」を作ったり、タレントのようにマスコミに登場したり、個人的にはあまりいいイメージを持っていなかった。というより、「よくわからない」と言った方が正直なところかもしれない。

しかし、その作品の力強いタッチ、子どものような自由な筆遣い、画面全体から押し寄せるような迫力のある画法には誰もが圧倒されるようで、私も例外ではなかった。体制・反体制などを越えたところにその想像力の源泉があるのだろうと漠然と思っていた。

この「明日への神話」は、原爆が爆発した世界を描いているとのことだが、悲惨さよりは生命のエネルギーを感じてしまうのは私だけだろうか。丸木位里・俊夫妻の原爆の図などとは対極にあるといってもいいだろう。

この作品をめぐるのは、福島第一原発事故直後、この作品と同じようなタッチで描かれた絵が傍らに添えられていたことでも話題になった。福島原発事故をテーマにした小品（「明日への神話」に比べればという意味で）だった。チンポムという若手アーティストグループの仕業だったが、こういう「いたずら」は、ぼくにはむしろ好ましく映った。

ここでも小さくその絵を添えておこう。



講演と対話「復員日本兵の PTSD」

私が主宰しているサンホセの会（コスタリカの首都サンホセと東大和市の平和友好都市協定を実現する会）で先月「復員日本兵の PTSD」という講演と対話集会を行った。「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」代表、黒井秋夫さんにおいでいただき、お話を伺い、参加者とのディスカッションをした。※黒井さんのことは 3 頁の新聞記事をご参照ください。

黒井さんのお話をうかがいながら、私はコスタリカ共和国の在り方を対比して考えていた。

コスタリカ共和国は常備軍としての軍隊は持たないが、自衛のための戦争まで否定しているわけではない。しかし、国家として非武装の現実を 1949 年以来貫いてきたことは十分に評価されてよい。

思いが溢れて、後日、私はコスタリカ大使館に次のようなメールをお送りしました。

以下は、東大和市の戦災変電所見学に、コスタリカ共和国特命全権大使アレクサンダー・サラス・アラヤ氏に是非ともおいでいただきたいという願いを込めて送信したメールの一部です。

私たち「サンホセの会」では、先月の 23 日「復員日本兵の PTSD」と題して、講演と対話の集会を持ちました（集会のチラシを添付します）。

「復員日本兵」と聞いて、アジア・太平洋戦争が終わり、日本が敗戦国となってすでに 76 年もの

にと疑問を持たれるのももっともだと思います。しかし、戦地で精神的な傷を負った復員日本兵の問題は、ここ 4、5 年になってようやく明らかになってきたことなのです。

日本帝国軍人には戦場で精神的な病に陥るような軟弱な兵士はいないという戦時中の「皇軍思想」から、精神障害兵士の存在が闇に閉ざされてきたからです。そのため、自分の父や祖父が精神的に異常であると感じていても、個人的な資質の問題や、家庭内の問題から一歩も出ることはなく、社会的に認知されることがなかったからなのです。たとえ、アルコール中毒や家庭内暴力の問題があっても、それは戦争と結び付けられることはなかった。そのような傾向が一変したのが、アメリカにおけるベトナム帰還兵の PTSD が取り上げられてからです。

それでも、日本においては PTSD 兵士の問題が取り上げられることはなかったのですが、黒井秋夫さんという山形出身の方が「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」を立ち上げたことが大きなきっかけとなって、多くの人々にその存在が知られるようになりました。詳しく書くと長くなってしまいますが、黒井さんにとってお父様の存在がその引き金になったということです。

黒井さんのことは以下のサイト等でご参照いただけます。

<https://www.asahi.com/articles/ASN5B6X8XN4BUTIL05M.html>

黒井さんは次のようにおっしゃっていました。「私たちはたとえ侵略されたとしても戦わずに白旗をあげ、あくまでも話し合いを求めます」、「私たちは戦争で人を殺すよりは難民になることを選ぶ」、南米からの、中東からの「難民は自分たちの姿である」等々という言葉は、ガンジーの不服従の思想です。それはまさにコスタリカ共和国の非武装、平和主義と通じるものです。

私には黒井さんの言った「難民は私たちの明日のリアルだ」という言葉が強く胸に突き刺さっています。それはぎりぎりのところに追い詰められたものの覚悟でもあり、信念です。私にとっては、侵略に対してはゲリラ戦やレジスタンスで抵抗する道もあると認めていた自分の「弱さ」を指摘されたような思いです。

その意味で、コスタリカ共和国の非武装、平和思想は本当に強いと改めて思いました。

(以下略)

コスタリカ共和国の理想と現実、すべてが理想通りに行っているわけではないだろうという根強い疑問を持ちながらも、理想からあまりにかけ離れた惨憺たる日本の現実を見ると、コスタリカに寄せる思いがより増すことを自覚させられるのです。

【講演と対話】

復員日本兵の PTSD

隠され、埋もれていた復員日本兵の PTSD（心的外傷後ストレス障害）の実態が、戦後 75 年を経て明らかになりつつあります。

家族さえもその事実を認識できず、苦悩の日々を送らざるを得なかった歴史が少しずつ顕微鏡化され始めています。その最前線に立つのが黒井秋夫さんです。

「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」の代表黒井秋夫さんにお話をうかがいます。

お話し：黒井秋夫さん

(「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」代表)

日時：11 月 23 日（火・休日）午後 2 時～午後 4 時

場所：東大和市立中央公民館視聴覚室（定員 30 名）

参加費：500 円（資料代を含む）

主催：サンホセの会

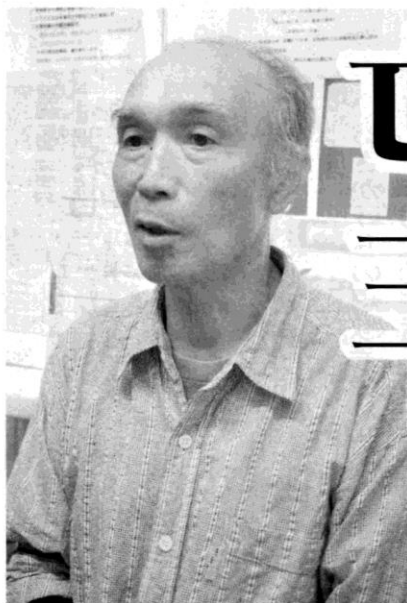
(「東大和市とコスタリカの首都サンホセとの平和友好都市協定を実現する会」)

連絡先：横本 (090-1884-5757)

その他：マスク着用にご協力ください。感染症対策のため、また定員に限りがあるため、できるだけ事前にご連絡ください。



戦争体験のトラウマ（心的外傷）の悲惨さはベトナム戦争から帰還した米兵の事例で注目されたが、日中戦争や太平洋戦争に従軍した日本兵もまた、同様に苦しめられていた。精神障害の発症者は戦時中、千葉県の国府台陸軍病院を中心に収容され、戦後も帰国からほとんど顧みられることはなかった。戦後 75 年がたち、トラウマを抱えた元軍人らの家族が体験を語り合う活動も出ており、忘れられた戦争被害に光が当たりつつある。【西日本新聞（10月7日）より】



「本人や家族が戦後も傷を抱えて生きていかなければならない」と反戦を訴える黒井秋夫さん

亡き父と二人 三脚で伝える

「第2次世界大戦の従軍体験は、父のトラウマだったのではないか。自身の父の記憶をきっかけに、あまり知られていない日本軍兵士の心的外傷後ストレス障害(PTSD)を伝える場を開設した黒井秋夫さん(72)は、「亡き父と二人三脚で実態を語り継いでいきたい」と話す。

黒井さんは2018年、元日本兵の遺族らが交流する「PTSDの復興日本兵と暮らした家族が語り合う会」を設立。今年5月には東京都武蔵村山市の自宅敷地内に約10平方メートルの交流スペースを開いた。1989年に76歳で亡くなった父・慶次郎さんの軍歴を記した資料やアルバム、戦争の後遺症に関する書籍などを展示している。

慶次郎さんは20歳で徴兵され、旧満州(中国東北部)で

日本兵のトラウマ PTSD



PTSDの日本兵と家族の交流館・村山お茶のみ処・子ども図書館Ⅱ東京都武蔵村山市



交流スペース内には父・慶次郎さんの軍歴を記した資料やアルバム、戦争の後遺症に関する書籍などを展示している

戦った。太平洋戦争末期は軍曹として部下を率いる立場だった。しかし秋夫さんは「戦後帰国した父は、定職に就く意欲を持たない無気力な人間に見えた。判断を下すことから逃げていて無責任。敬意を持てなかった」と語る。

そんな慶次郎さんの姿が「PTSDによるものだったかもしれない」と気付いたのは5年前、ベトナム戦争での従軍経験に苦しむ元米軍兵士の記録映像を見たのがきっかけだった。

「苦しそうな米兵の様子、父の生前の暗い顔と重なった」と振り返る。

戦後の社会に順応できなかった慶次郎さんの気持ちについて、「教科書の文言を黒塗りにするなど、命を懸けた従軍体験を否定するような教育を自分の息子が受けていた。価値観のギャップに遭遇し、何が正しいのか心に落とせなかったのではないかと想像する秋夫さん。

「語り合う会」の取り組みを重ねる中で、遺族から「夜に大声で叫ぶ」「酒に酔い、家族に暴力を振るう」など、戦後も苦しむ元兵士の事例を聞いた。ストレスが家族への暴力として表れ、そんな環境で育った子どもが、やがて自分の子どもにも暴力を振るうかもしれないと秋夫さんは懸念する。

秋夫さんは「本人や家族が戦後も傷を抱えて生きていかなければならない。戦争にそれだけの価値があるのか。国連平和維持活動(PKO)のため海外派遣された自衛隊員にもPTSDを発症した人がおり、今につながる問題でもある。後々まで尾を引く問題だと、為政者は肝に銘じてほしい」と訴えている。

東大和市議会 陳情不上程告発裁判(第7回口頭弁論を迎えて)

昨年11月に、東京地裁立川支部に損害賠償請求訴訟の訴状を提出してからかれこれ1年経つ。この間6回の口頭弁論が開かれ、次回で7回目となる。

当初被告は、陳情は請願と異なり法的な権利を有さずという姿勢だったが、5回目の口頭弁論あたりから(裁判長の訴訟指揮もあり)東大和市議会会議規則に沿ったやり取りが見られるようになってきた。

第7回口頭弁論に向けた準備書面(5)が被告・原告共に揃ったが、またもや被告は当初の主張に戻った感がある。請願法や地方自治法を持ち出して陳情は法的な権利がないという。原告としては、憲法第16条「請願する権利」に依拠し、東大和市議会会議規則第134条と130条に添い請願に適合する陳情は請願の例に従って処理されるべきであり、「議長預かり」は不当・違法であるとの主張をしている。

被告準備書面(5)の内容を見ると疑問の余地もあり、証拠についても、これが証拠として有効なのかと思われる内容である。

以下に被告・原告の準備書面(5)を張り付けておきます(証拠は割愛)。

次回、第7回口頭弁論は右の囲み記事のとおりです。ぜひ傍聴においでください。

第7回口頭弁論

日時：12月9日(木)午後2時30分

場所：東京地裁立川支部5階ラウンド法廷

傍聴参加者は午後2時15分までに5階待合室集合

原告準備書面(5)

事件番号 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(5)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年11月30日

原告 榎本 清 印

第1 東大和会議規則第130条ただし書きが意味するもの(東大和市の場合)

「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情(以下、「当該陳情」と略す)が「議長預かり」とされたことに対する原告の主張は以下のとおりである。

当該陳情は、東大和市議会会議規則(以下、「同会議規則」と略す)第134条の「その内容が請願に適合する」ものであり、「請願書の例により処理するもの」でなければならなかった。このことは、原告準備書面3頁【当該陳情について】においてすでに述べたとおりであり、また、被告準備書面(2)2頁、「第2 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について」中、「1 第1について」において、被告自身も認めているところである。

当該陳情が請願書の例により処理されなければならないものであったのであるから、東大和市議会議長はこれを委員会付託しなければならないものであった。げんに東大和市議会においては昭和55年以降、全ての請願は委員会付託され、本会議に上程されている(甲17号証)。しるに、同市議会議長は当該陳情を「議長預かり」とした。このことは同会議規則134条、および130条違反にあたる。

そもそも同会議規則第130条は、請願について定めた第3章中の条項である。そのような中に、被告の主張するような解釈(同会議規則第130条ただし書きが「議長預かり」を意味する)は成り立たない。もしそのような解釈が存在するとすれば、そのこと自体が憲法第16条「請願する権利」に反することとなる。

上記の事実のみにおいても、同会議規則130条ただし書きが被告の主張することきものではないことはすでに明らかである。

第2 東大和市議会会議規則第 130 条ただし書きが意味するもの（他市の例から）

東大和市と同様の会議規則を持つ他市において、陳情（請願書の例により処理すると認められた陳情書）が委員会付託されず、直接本会議に上程されている事実がある。これは東大和市議会規則第 130 条ただし書きに関して、委員会付託しないこと「議長預かり」を意味するとは言えないことを示している。

(1) 令和元年東村山市議会6月定例会において、令和元年陳情第 10 号、「運動公園の SL（D51）を補修・保存し、子どもたちの夢や文化遺産を大切にすること」を求め陳情を委員会付託せず、本会議で「みなし不採択」としている。（甲 18 号証）

東村山市議会では、陳情は原則として審査しないが、同市議会会議規則第 138 条「議長は、必要があると認めるときは、陳情書を請願書の例により処理するものとする。」を受けて「請願書の例により処理」された当陳情は、同市議会会議規則第 134 条ただし書きに従って、委員会付託を省略し、直接本会議に上程されている。（甲 19 号証）

(2) 平成 12 年小平市議会3月定例会において、平成 12 年陳情第 79 号「鷹の台駅前マッシュン建設計画について」を「みなす採択」（傍点原告）としている。

（甲 20 号証）

小平市議会では原則的に陳情は審査しないが、同市議会会議規則第 90 条の「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。」を受けて「請願書の例により処理」された当陳情は、同市議会会議規則第 86 条に従って、委員会付託を省略し直接本会議に上程されている。（甲 21 号証）

これら 2 件の事案は、東村山市であれば同市議会会議規則第 134 条（甲 19 号証）、小平市においては同市議会会議規則第 86 条（甲 21 号証）の各ただし書きに従って委員会付託をせず、直接本会議に上程していると認められるものである。したがって、東大和市議会会議規則第 130 条ただし書きが、被告の主張するような「議長預かり」を意味するものではないことの証左となる。

なお、東大和市議会会議規則においてはもちろん、東村山市議会会議規則、小平市議会会議規則においても、「議長預かり」などという定め自体、存在していない。

第3 被告準備書面（4）「第 1 原告が引用する判決例について」に関して

被告は、平成 5 年 3 月 29 日広島地裁三次支部判決（甲 13 号証）、平成 14 年 11 月 19 日大分地裁判決（甲 14 号証）について、広報紙に掲載された記事が名誉を毀損するものであり、本件とは事案を異にする主張している（傍点原告）。

原告は、地方自治体の不法行為に対して、国家賠償法 4 条が準用する民法 723 条を根拠として当該地方自治体に謝罪広告を命じた判例として示したものである。被告が述べるように、名誉棄損の原因となった不法行為が本件と同じであるとして明示したのではない。

第 4 被告準備書面（4）「第 2 名誉毀損が成立しないことについて」に関して

被告は、議会が原告に対して何らの行為もしていないのであるから、そのことによって原告の社会的名誉が損なわれることはあり得ないと主張している。

原告は、被告が当該陳情を「議長預かり」という不法な行為によって当該陳情を未処理の状態に置いたこと、そのことが必然的に東大和市議会だより（以下、「議会だより」と略す）不掲載という事態を出来させたという一連の流れが不法、不当であると主張しているところである。すなわち、被告が言うところの「何らの行為もしていない」（傍点原告）こと自体が名誉棄損に相当すると主張しているのである。

このことに関しては原告準備書面（4）でも述べたが、以下に改めて詳述する。

第 5 名誉棄損について

東大和市議会会議規則第 88 条によれば、審査は「質疑、自由討議、討論、表決の順序によつて行」われる。議案に対する賛否を含め、審査の経過、表決の結果は議会だよりに掲載される。このことについては請願・陳情も全く同様である。多くの市民は、議会だよりによって議案・請願・陳情について議会での取り扱いの事実を知ることとなる。

当該陳情提出にあたっては、多数の市民に賛同署名をいただいた。署名の集約にあたっては、当然のことではあるが、陳情の採択を第一の目標にすることを告げた。しかし、もし不採択になったとしても、議会だよりに陳情提出と審議内容が掲載され、「東大和市子ども・子育て憲章」に対し多様な意見が存在することを幅広い市民に周知できること、そのことが今後の問題提起に必ず役立つことなどを伝えた。しかるに

被告準備書面 (5)

事態は当該陳情の「議長預かり」という、思いもよらぬ方向に進んだ。

「議長預かり」が東大和市議会会議規則に基づかないことは、原告準備書面 (4) で既に述べた通りであり、そのような不法な処理が憲法第 16 条に保障されている請願する権利の侵害であることは明白である。

不法な「議長預かり」によって必然的に出来た議会だより不掲載 (甲 10 号証「市議会だよりについて」) は、意見表明の機会を奪うものであり、憲法第 21 条の表現の自由の侵害にあたる。しかも、本件においては多くの市民に対し陳情提出の事実さえ伝えられることはなく、「東大和市子ども・子育て憲章」に対する多様な意見が存在する事実が周知される機会が奪われ、賛同者にとっては不信感醸成のものととなった。

上記のように、「議長預かり」と議会だより不掲載は不可分のものであり、その結果原告の被った精神的な損害、表現の自由の侵害は、「議長預かり」が直接的に招いた客観的な事実であり、被告が主張する主観的なものであるとの指摘はあたらない。このことは原告に対する名誉棄損に相当し、東大和市議会が謝罪広告に拘じるべき正当な理由となる。

本件は、東大和市議会が、当該陳情を処理しない状態に置く「議長預かり」としたこと、そのことにより当該陳情が市議会で審査されないこととなり、必然的に議会だよりに当該陳情の提出の事実が掲載されないこととなった。そのような連続した不作為の結果、原告の利益と名誉が侵害された事件である。このことは憲法第 16 条・第 21 条に反し、東大和市議会会議規則第 134 条、ならびに第 130 条に違反する行為である。

【添付証拠等】

- ・ 証拠説明書 (4)
- ・ 甲 17 号証「令和 3 年 10 月 13 日非公開決定書」
- ・ 甲 18 号証「平成 31 年／令和元年東村山市議会 請願・陳情の審査結果一覧」
- ・ 甲 19 号証「東村山市議会会議規則」(第 3 章 請願)のみ抜粋)
- ・ 甲 20 号証「平成 12 年小平市議会 請願・陳情の審査結果一覧」
- ・ 甲 21 号証「小平市議会会議規則」(第 3 章 請願)のみ抜粋)

東京地方裁判所立川支部 令和 2 年 (ワ) 第 2710 号損害賠償請求事件
原告 榎本 清
被告 東大和市

準備書面 (5)

2021 年 (令和 3 年) 11 月 30 日
(期日：12 月 9 日)

東京地方裁判所立川支部民事第 1 部 4 A 係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本



⑦

第 1 陳情の取扱い等について

本件における陳情の取扱いに違法がないことは被告の 2021 年 (令和 3 年) 8 月 31 日付け準備書面(3)で詳述したとおりであり、委員会に付託されないこと (いわゆる議長預かり) となった陳情の取扱いについては、「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。」とする地方自治法 119 条の規定以外に法令、条例、規則の定めはなく、全国町村議会議長会の編集になる「議員必携」は次のように述べている (乙 3 号証 278～279 頁)。

「陳情は法的保護を受けるものではない。したがって、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の結果について報告する法律上の義務はない。」
「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かったが最近、単

最近4年間の被告議会における陳情の取扱いの状況は次のとおりである。

年	件数	審査された件数
平成29年	14	8
30年	20	19
31(令和1)年	13	7
令和2年	19	14
3年(10月31日まで)	13	7

本の紹介コーナー

内田雅敏著『靖国神社と聖戦史観』

中国・朝鮮ばかりでなく、欧米までもが、日本の首相や閣僚の靖国参拝を非難する。のこのようなことを不快に思う人々にぜひ読んでもらいたい本である。靖国神社が戦前・戦後どのような歴史的な経過をたどり、国はどのような関わりを持ち、靖国神社自身はどのような主張をしているのか、政界・財界の人たちはどんな捉え方をし、どんな対応をしているのかが、最新の情報をもとに描かれている。

あわせて高橋哲哉著『靖国問題』も読んでみることをお勧めする。



こんなもの、なくせ！

いーたい

ほーだい



以上

先ごろ国会議員に月額 100 万円支給される「文書通信交通滞在費（文通費）」のことが話題になった。日割り規定がないために実質的な活動がない議員にも無条件で支給されることが問題になった。非課税で領収書も不要ということも問題とされた。何という特権！

日割り規定導入などでごまかされてはいけない。市民は手弁当でやっている。こんなもの、なくせ！

特権と言えば内閣官房報償費、内閣官房機密費とも呼ばれ、内閣官房長官の判断で自由に引き出せる。菅政権の時には加藤官房長官が 13 億 3,000 万円支出、このうち官房長官が管理し、領収書も不要な「政策推進費」は約 11 億 6 千万円だった（朝日新聞デジタル）。同費は安倍政権時代の 7 年 8 カ月で 86 億円超が支出された（しんぶん赤旗電子版）。議員の「交通費」などちっぽけなものに見てくるから困ったものだ。税金の無駄遣いで、不明朗極まりない。こんなもの、なくせ！

無駄遣い言えば、天皇を筆頭とする皇族についても莫大な税金が使われているようだ。ウィキペデアによると皇室費は 2016 年度予算案で約 61 億円。このうち内廷費 3 億 2,400 万円・皇族費などで 2 億 2,997 万円が「御手元金」という天皇および皇族の私有財産となる。日々の食費に呻吟している庶民からすれば、天皇・皇族は特権階級そのものだ。そもそも日本には身分制度など無くなったはずなのに、こんな前近代的で、博物館行きがお似合いの制度が残っていること自体異常だ。皇室費なんていらない！ 天皇制なんかなくせ！

最大の無駄遣いが、軍事費。2021 年度予算で 5 兆 3422 億円（GDP 比 0.96%）（しんぶん赤旗電子版）、これを日本の人口 1 億 2507 万人（2021.11.1 現在）で割ると、1 人当たり 42,714 円。これだけでも驚きなのに、自民党は先の総選挙向けの政策集で、軍事費を GDP 比 2%以上に目指すとした。そうなると 11 兆 1,900 億円になり、国民 1 人当たり 89,470 円にもなる。こんなもの、いらない！ あるだけ危ない！ 軍事費をなくして教育・医療費に！

コスタリカ共和国は憲法第 12 条に常備軍の禁止を定めていることは有名だが、その憲法第 78 条では、教育一般への国家財政の支出は GDP の 8%を充てるとしている。軍事費を必要としないからこそその政策だ。それは、戦争放棄をうたった平和憲法を持つ日本の無残な現実を照らし出す鏡となっている。

